

平成28年2月10日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成27年(行ウ)第1号 政務活動費返還請求事件(住民訴訟)

口頭弁論終結日 平成28年1月13日

判

決

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、別紙1「相手方及び請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の者に對し、それぞれ、同一覧表の「請求金額」欄記載の各金員及びこれに対する平成26年6月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、原告らが、別紙1「相手方及び請求金額一覧表」の「相手方」欄に記載の福井市議会議員ら（いずれも被告から訴訟告知を受けた者である。以下、併せて「本件議員ら」という。）が福井市から交付を受けた平成25年度の政務活動費の一部を上記一覧表の「請求金額」欄記載の各金員に充てたのは、政務活動費の使途基準に反し違法であるから、本件議員らはこれらの支出に係る政務活動費を法律上の原因なく利得していることになるにもかかわらず、福井市の執行機関である被告は本件議員らに対する不当利得返還請求権の行使を違法に怠っているとして、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、本件議員らに対して上記不当利得返還請求権を行使して上記各金員及びこれに対する同各金員の支出に係る収支報告書の提出期限の1か月後の日の翌日である平成26年6月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の各支払を請求するよう求める住民訴訟である。

2 法令等の定め

別紙2（法令等の定め）のとおり。

3 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）当事者等

ア　原告らは、いずれも福井市の住民である。

イ　本件議員らは、いずれも平成25年度において福井市議会議員の職にあつた者である。これらのうち、泉和弥議員、今村辰和議員、堀江廣海議員及び見谷喜代三議員は、自宅と事務所を共用しており（以下、このような形態の事務所を「自宅兼事務所」という。）、谷口健次議員（以下「谷口議員」といい、本件議員らのうち谷口議員を除く者を「泉議員ら」という。）は、その稼業である有限会社光自動車钣金工業所（甲5）と事務所を共用している（以下、このような形態の事務所を「事業所兼事務所」と

いい、これと自宅兼事務所とを併せて「住居等兼事務所」という。)。

(2) 本件議員らに対する政務活動費の交付及び本件議員らによる支出等

福井市は、本件交付条例に基づき、平成25年度の政務活動費として、本件議員らに対し、一人当たり180万円（四半期ごとに45万円）をそれぞれ交付した。本件議員らは、各自の住居等兼事務所で使用した電気、水道、ガス又は灯油の料金（以下、これらを併せて「光熱水費」という。）の一部（光熱水費の個別の費目ごとに別紙1「相手方及び請求金額一覧表」の「請求金額の内容」欄に記載のとおりの按分率を乗じて得られた金額）に政務活動費を充てた（以下、政務活動費が充てられた光熱水費の支出を「本件各支出」という。）。その後、本件議員らは、本件交付条例10条1項に基づき、平成26年4月30日までに「平成25年度政務活動費収支報告書」（甲3～7）を提出した。

(3) 本件訴訟に至る経緯

原告らは、平成26年10月21日、本件各支出につき、法242条1項に基づく住民監査請求をそれぞれ行ったが、福井市監査委員は、同監査請求をいずれも棄却し、同年12月19日、その旨を原告らにそれぞれ通知した。そこで、原告らは、これを不服として、平成27年1月15日、本件訴訟を提起した。

4 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、被告が本件各支出に相当する政務活動費の返還を請求しないことが違法であるか否かである。

(原告らの主張)

(1) 本件マニュアルによれば、議員は、住居等兼事務所の光熱水費を按分し、その一部に政務活動費を充てることが許されているが、その按分は、あくまで事務所の管理運営費を基礎に行われるべきであって、同居家族等も含めた者により住居等兼事務所で使用された光熱水費の全額を基礎としてこれを按

分し、その一部に政務活動費を充てることができるという解釈は誤りである。

(2) 本件マニュアルは、政務活動実績の割合に応じた按分を求めたものであり、泉議員らが、事務所の使用実態を踏まえて、光熱水費の支出額のうち政務活動のために使用されたものを何ら立証することなく、自宅兼事務所全体の光熱水費に按分率の上限額である3分の1を乗じて得られた金額について政務活動費を充当できるとするのは、本件マニュアルの解釈として誤っている。自宅兼事務所の光熱水費のうち、一般の議員活動に係るものは事務所全体に係る光熱水費の3分の1を超えるものではなく、このうち、政務活動費をもって充てられるのはその更に3分の1を超えるものではないというべきである。

そして、一般家庭における水道料金の大部分は、トイレ、風呂、炊事、洗濯等に要する水に係るものであるところ、少なくとも、風呂、炊事、洗濯等は政務活動とは関係がなく、政務活動のために使用される水は、せいぜい来客用の飲み物やトイレに要するものしか想定されないから、泉議員らの自宅兼事務所全体の水道料金のうち、政務活動費を充てられるのは、風呂、炊事、洗濯等に要する分を控除した残額の9分の1を超えない範囲に限られるというべきである。

また、一般家庭における電気料金の大部分は、エアコン、冷蔵庫、照明器具、テレビ等の使用によるものであるところ、少なくとも、冷蔵庫、テレビ等の使用に要した電気料金は政務活動とは関係がなく、事務所にコピー機等の事務機器がないのであれば、政務活動に係る電気料金は政務活動のために使用した照明やエアコンの電気料金のみと考えられるから、泉議員らの自宅兼事務所全体の電気料金のうち、政務活動費を充てられるのは、冷蔵庫、テレビ、衣類乾燥機等に要する分を控除した残額の9分の1を超えない範囲に限られるというべきである。

谷口議員の事業所兼事務所の水道料金及び電気料金のうち、政務活動費を

充てられる範囲は、泉議員らの自宅兼事務所の水道料金及び電気料金のうち政務活動費を充てられる範囲と同じ割合で減額すべきである。

ガス及び灯油は、日常的に家庭の暖房や炊事、給湯等に使われるものであるところ、政務活動費が充てられたガスや灯油の費用が専ら政務活動に係る暖房代等として使用されたというのであれば、相当長時間に及ぶ暖房等に要したものであると考えられるから、それを裏付ける事務所の使用実態が明らかにされなければならない。

以上によれば、本件議員らが本件各支出について政務活動費を充てたことは、本件交付条例8条及び本件基本条例13条に反し違法であるから、本件議員らは、本件各支出の額に相当する政務活動費を法律上の原因なく利得しているといえる。それにもかかわらず、被告が本件議員らに対して上記の不当利得の返還を求めないのは違法である。

(3) なお、被告は、執行機関である被告（以下「市長」ともいう。）が議員の事務所の実態について自ら調査したり、議員に報告を求めたりすることは、議員活動に対する不当な干渉となるおそれがあるなどと主張するが、被告が議員に対し、支出が確定し公開された政務活動費について、使途そのものではなく支出の在り方を問題として説明責任を果たすよう求めることは、何ら干渉に当たらず、むしろ、地方公共団体の予算執行責任者として当然の責務というべきである。

(被告の主張)

(1)ア 本件交付条例及び本件交付規則によれば、市長は、議員からの請求に基づき当該議員に政務活動費を概算払いし、年度末に残余がある場合には当該議員から残余相当額の返還を受け、また、政務活動費の交付を受けた議員は、科目ごとの金額と主たる支出の内訳を記入した収支報告書を作成し、領収書その他の証拠書類の写しを添えて、福井市議会議長（以下、単に「議長」という。）に提出することとされており、市長は、議長から収支

報告書の写しのみの送付を受けることとされている。

このような政務活動費の交付手続は、憲法93条2項により、地方公共団体の長及びその議会の議員とともに住民が直接選挙で選ぶといふいわゆる二元代表制が採用され、地方公共団体の長と議会が、相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、対等の機関として、地方公共団体の運営の基本的な方針を決定し、その執行を監視し、また積極的な政策提言を通して政策形成を行うことが期待されているところ、地方公共団体の長である市長が、その予算執行権を恣意的に行使すれば、市議会に対する不当な干渉となり、二元代表制の趣旨を損なうことになることから、議員の政務活動に対する市長の不当な干渉を防止するために定められたものと解される。

以上のような政務活動費の交付手続やその背後にある二元代表制の趣旨からすると、市長は、本件交付条例及び本件マニュアルに照らし、収支報告書の記載から、政務活動費が明らかに充当できない経費に充当されないと認められる場合に限り、議員に対し、当該経費の範囲内で、交付した政務活動費の返還を請求することができるものと解すべきである。

イ また、政務活動費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究等の活動の基盤の充実を図るために設けられたものであり（最高裁平成17年11月10日第一小法廷決定・民集59巻9号2503頁参照），この制度趣旨に鑑み、法100条14項が、政務活動費を充てることのできる経費の範囲の画定を条例に委任し、議会による自律的な判断を尊重していることからすると、議会を構成する議員には、条例の範囲内において、政務活動費の使途について一定の裁量が認められ、その反射的効果として、二元代表制の下では、

交付した政務活動費の返還を求めるか否かについて、市長にも一定の裁量が認められるべきであって、その裁量の逸脱又は濫用がある場合に限り、その返還を求めないことが違法となると解される。そして、本件マニュアルは、上記の裁量の範囲を検討する上でも重要な基準とされるべきである。

(2) これを本件についてみると、泉議員らが、自宅兼事務所の光熱水費の3分の1に政務活動費を充てた点については、法令、本件交付条例又は本件マニュアルに反するものではないし、本件マニュアルにおいて、多目的に使用される独立した事務所の光熱水費及び自宅兼事務所の電話代その他事務機器類に要する経費のいずれについても、その3分の1までの分については政務活動費を充てることが許容されていることからすると、泉議員らに裁量の逸脱又は濫用があるとはいえない。したがって、泉議員らに対して政務活動費の一部返還を求める被告の措置にも裁量の逸脱又は濫用は認められない。また、谷口議員が、その事業所兼事務所の光熱水費の10分の1（電気料金及び水道料金）又は20分の1（ガス料金）に政務活動費を充てた点についても、法令、本件交付条例又は本件マニュアルに反するものではないし、本件マニュアルにおいて、多目的に使用される独立した事務所の光熱水費の3分の1、法人等との共同利用の場合の電話代その他事務機器類に要する経費の4分の1までの分について政務活動費を充てることが許容されていることからすると、同議員に裁量の逸脱又は濫用があるとはいえない。したがって、谷口議員に対して政務活動費の一部返還を求める被告の措置にも裁量の逸脱又は濫用は認められない。

さらに、本件各支出について、例えば、1年分がまとめて計上されていて領収書による支出の裏付けがない、支出金額が異常に高額となっている、選挙期間等特定の時期に過度に集中しているなど、本件議員らの裁量の逸脱又は濫用を疑わせる事情も見当たらない。

以上によれば、被告において、本件議員らに交付した政務活動費のうち、

本件各支出に充てられた部分の返還を請求しないことは違法ではない。

(3) 原告らは、本件議員らの事務所の使用実態が具体的に示されない限り、本件各支出分に政務活動費を充てることは違法であるなどと主張するが、その使用実態を明らかにするためには、最終的には政務活動の内容自体（打合せの相手方及び内容等）を明らかにする必要があるが、それは極めて困難である上、前記(2)で述べたような議員の裁量権を逸脱又は濫用を疑わせる事情が見当たらないのに、市長が議員の政務活動の内容自体を調査するというのが不当な干渉であることは明らかである。このことは、調査対象が議員の過去の活動であっても全く同様である。したがって、原告らの上記主張は失当である。

第3 当裁判所の判断

1 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員等に対し、政務活動費を交付することができるが（法100条14項），政務活動費の交付を受けた議員等は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出すれば足り（同条15項），その使途の透明性の確保について、議長に努力義務が課されるにとどめられている（同条16項）。

福井市においては、法の上記各規定を受けて、政務活動費の交付を受けた議員は、本件交付条例等の定めるところにより、活動記録簿、領収書等を適正に管理し、その使途の透明性を確保しなければならず（本件基本条例13条1項），収支報告書を作成し、政務活動費に係る支出の領収書その他の証拠書類の写しを添えて議長に提出することとされ（本件交付条例10条1項），議長は、収支報告書の写しのみを市長に送付することとされている（本件交付規則6条）。

このように、政務活動費が議員活動の公費による助成という性格を有しているにもかかわらず、その使途の透明性の確保が基本的に議員並びに議員から收

支報告書及び証拠書類の提出を受ける議長に委ねられ、その使用の適正性について執行機関等による厳密な審査が認められないという制度が採用されている趣旨は、政務活動費の使用の適正性については、第一次的に議会に自律的に確保させることにより、議員等の政務活動に対する執行機関等からの不当な干渉を防止するというところにあるものと解される。したがって、議員等による政務活動費の使用の適正性の確保については、第一次的には議員及び議会がその自律的判断について政治的責任を負うにとどまり、その自律的判断に裁量の逸脱又は濫用があると認められない限り、違法の問題は生じないというべきである。

2 これを本件についてみると、福井市議会の作成した本件マニュアル第3章6(7)において、議員の事務所が多目的に使用されている場合には、その光熱水費等の全部に政務活動費を充てることはできず、それを目的ごとの使用頻度に応じて按分し、政務活動のために使用された部分についてのみ政務活動費を充てることができることとされており、事務所を住居や選挙活動等と共にしている場合は、事務所における政務活動の実績の割合に応じて、合理的に説明可能な範囲で按分割合を設定し、政務活動費を充てる必要があるが、他方で、按分割合の設定が困難なときは、例えば自宅兼事務所の電話代その他事務機器類については3分の1、事業所兼事務所のそれについては4分の1を上限として政務活動費を充てることが許容されている。

以上のような本件マニュアルの基準には、明らかに不合理な点があるとは認められないところ、本件議員らは、上記の基準を踏まえて、住居等兼事務所の光熱水費の総支出額に3分の1、10分の1又は20分の1を乗じて得られた金額（本件各支出）について、政務活動費を充てたものであるが、その自律的な判断に裁量の逸脱又は濫用があると認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、本件議員らが本件各支出について政務活動費を充てたことが違法であるとはいはず、本件交付条例8条又は本件基本条例13条に反するもの

とも解されない。そうすると、本件議員らが本件各支出に相当する政務活動費を法律上の原因なく利得しているとは認められないから、被告が本件議員らに対してその返還を求めないことも違法であるとはいえない。

3 これに対し、原告らは、①住居等兼事務所の光熱水費の按分は、あくまで事務所の管理運営費を基礎に行われるべきであって、住居等兼事務所で使用された光熱水費の全額を基礎としてこれを按分し、その一部に政務活動費を充てることができるという本件マニュアルの解釈は誤っている、②泉議員らが事務所の使用実態等を何ら立証することなく、按分率の上限を用いて政務活動費を充当しているのは、本件マニュアルの解釈として誤っている、③泉議員らの自宅兼事務所全体の水道料金のうち、政務活動費を充てられるのは、風呂、炊事、洗濯等に要する分を控除した残額の9分の1を超えない範囲に限られる、④同様に、泉議員らの自宅兼事務所全体の電気料金のうち、政務活動費を充てられるのは、冷蔵庫、テレビ、衣類乾燥機等に要する分を控除した残額の9分の1を超えない範囲に限られる、さらに、⑤谷口議員の事業所兼事務所の水道料金及び電気料金のうち、政務活動費を充てられる範囲は、泉議員らの自宅兼事務所の水道料金及び電気料金のうち政務活動費を充てられる範囲と同じ割合で減額すべきである、などと主張する。

しかしながら、①の主張については、本件マニュアルは、事務所を「住居や選挙活動等と共に用いている場合」において、光熱水費等の管理運営費の総額に政務活動費を充てることはできず、そのうち政務活動に使用された部分に限って充てなければならないとともに、政務活動に使用された部分の算出に当たっては、政務活動の実績の割合に応じて按分率を設定するか、それが困難な場合には、あらかじめ定められた按分率を上限とすることを許容したものであり、したがって、按分率を乗じる対象が住居等兼事務所の光熱水費の総額であることは、本件マニュアルの文言から明らかである。これに反する原告らの主張は、本件マニュアルの解釈として相当ではなく採用できない。

②の主張については、前記1に説示したところからすれば、政務活動費の使用の適正性を確保するに当たり、議員等に対して自宅等兼事務所における政務活動の具体的な実績を詳らかにさせるか否かは、第一次的に議会における自律的な判断に委ねられるべきものと解されるところ、本件においては、その裁量の逸脱又は濫用を疑わせる事情を認めるに足りる証拠はない。よって、②の主張は採用できない。

③及び④の主張については、原告らの主張によつても、水道料金のうち風呂、炊事、洗濯等に要する分を控除した残額や、電気料金のうち冷蔵庫、テレビ、衣類乾燥機等に要する分を控除した残額を算出する方法は必ずしも明らかではなく、その的確な算出が可能であると認めるに足りる証拠もない。また、原告らは、本件マニュアルの定める按分率がそもそも不合理である旨も主張するものと解されるところ、確かに、一般家庭における水道、電気及びガスの使用目的や使用頻度は、それぞれ異なる特徴を有しており（甲10、11），それらが政務活動に使用される割合も自ずと異なり得るものと考えられ、他方で、本件マニュアルの定めた3分の1や4分の1という按分率が何らかの統計的な裏付けのあるものと認めるに足りる証拠もない。しかしながら、政務活動費を充てることができることのできる事務所関係費用には、光熱水費のほか、事務所賃借料、機器リース料、事務機器購入費、事務用品購入費、電話代、FAX代など、多種多様な費目が含まれるのであり（本件マニュアル第3章5(10)），それぞれの費目に係る機器等の使用目的や使用頻度、政務活動に使用される割合もまた同様に異なり得るものであることを踏まえると、議会が、個別的・具体的な費目ごとに按分率を定めるのではなく、ある程度包括的・平均的にこれを示すことは、政務活動費の制度趣旨に照らしても不合理であるとはいえない（なお、本件マニュアルには、「電話代その他事務機器類」と記載されているが、上記のとおり事務所関係費用に光熱水費も含まれること、按分が困難な場合が生じ得るという点では電話代と光熱水費との間に本質的な差異はないことからすれば、上

記記載は例示的なものであると解するのが相当である。）。このように包括的・平均的な基準を示すという観点からみたとき、本件マニュアルが上限として定めた前記按分率が、福井市議会の自律的判断として裁量を逸脱し、明らかに合理性を欠くものであるというのは困難である。なお、原告らは、大阪高裁平成19年12月26日判決（甲12）の判示を根拠として、泉議員らが自宅兼事務所の光熱水費のうち政務活動費を充てられるのは、明らかに政務活動には必要でない分を控除した残額の9分の1に限られるなどと主張するが、上記判決は、本件のように、議会が議員の事務所関係費用の按分指針等を具体的に明らかにして政務活動費の使途基準を定めていた事案に関するものとはうかがわれないから、本件各支出の違法性を検討するに当たって的確な根拠となるものとは認め難い。したがって、③及び④の主張は失当であり、これらの主張を前提とする⑤の主張も同様である。

以上によれば、原告らの①から⑤までの主張を踏まえても、本件議員らが、本件マニュアルの定めを踏まえて、住居等兼事務所の光熱水費の総額に3分の1、10分の1又は20分の1を乗じて得られた金額（本件各支出）について、政務活動費を充てた点に、裁量の逸脱又は濫用があるとは認められず、前記2の判断は左右されない。

第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

福井地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 林 潤

裁判官、山口敦士

裁判官三宅由子

(別紙1)

相手方及び請求金額一覧表

番号	相手方	請求金額	請求金額の内容
1	泉和弥	14万2264円	電気料金（11万3912円）及び水道料金（2万8352円）に支出した合計額。 按分率はいずれも3分の1。
2	今村辰和	11万3114円	電気料金（10万2332円）及び水道料金（1万0782円）に支出した合計額。 按分率はいずれも3分の1。
3	谷口健次	13万9134円	電気料金（9万2172円），水道料金（4512円）及びガス料金（4万2450円）に支出した合計額。 按分率は，電気料金と水道料金につきそれぞれ10分の1，ガス料金につき20分の1。
4	堀江廣海	16万1307円	電気料金（10万2664円）及び水道料金（5万8643円）に支出した合計額。 按分率はいずれも3分の1。
5	見谷喜代三	12万5365円	電気料金（4万2318円），水道料金（4万9260円）及び灯油代（3万3787円）に支出した合計額。 按分率はいずれも3分の1。
合計		68万1184円	

(別紙2) 法令等の定め

(1) 地方自治法(以下「法」という。)

100条

14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16項 議長は、14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(2) 福井市議会政務活動費の交付に関する条例(乙1。以下「本件交付条例」という。)

1条(趣旨)

本件交付条例は、法100条14項から16項までの規定に基づき、福井市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

2条(政務活動費の交付対象)

政務活動費は、議員等に対し交付する。

3条(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

1項 政務活動費は、議員等が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進のために必要

な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2項 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるるものとする。（なお、別表（第8条関係）において、事務所費（議員等が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費）が掲げられている。）

10条（収支報告書等の提出）

1項 政務活動費の交付を受けた議員等は、政務活動費収支報告書（以下、単に「収支報告書」という。）を作成し、政務活動費に係る支出の領収書その他の証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）を添えて、その年度の終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2項 （略）

11条（政務活動費の返還）

政務活動費の交付を受けた議員等は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度において政務活動に必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を市長に返還しなければならない。

14条（透明性の確保）

議長は、10条の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（3）福井市議会基本条例（以下「本件基本条例」という。）

13条（政務活動費）

1項 会派及び議員は、本件交付条例の定めるところにより、調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、活動記録簿、領収書等を適正に管理し、その使途の透明性を確保しなければ

ならない。

2項 会派及び議員は、政務活動費の収支報告書について、市民に対し、
自ら説明責任を果たさなければならない。

3項 (略)

(4) 福井市議会政務活動費の交付に関する規則（乙2。以下「本件交付規則」という。）

1条 (趣旨)

本件交付規則は、本件交付条例に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

6条 (収支報告書の写しの送付)

議長は、本件交付条例10条の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(5) 政務活動費運用マニュアル（甲2。平成25年3月改正、同年4月1日適用のもの。以下「本件マニュアル」という。）

福井市議会は、政務活動費の使途基準を具体化するために本件マニュアルを制定しているところ、本件マニュアルの定めのうち、本件に関連する部分は、要旨次のとおりである。

ア 事務所費とは、事務所を管理運営するために必要な経費及び事務機器、事務消耗品を購入するための経費である。具体的な使途内容は、使用料（事務所賃借料、機器リース）、備品購入費（事務機器購入）、消耗品費（事務用品購入）、通信運搬費（電話代、FAX代）、光熱水費等である。（第3章5(10)）

イ 事務所賃借料、光熱水費、事務機器購入費等の管理運営費については、事務所が多目的に使用されている場合には、使用頻度により按分して支出する必要がある（第3章6(7)柱書き）。

ウ 事務所が政務活動のみに限定して使用されている場合は、政務活動費

として全額支出することが可能だが、事務所を住居や選挙活動等と共に用している場合は、事務所における政務活動実績の割合に応じて、合理的に説明可能な範囲で按分割合を設定し、政務活動相当額を支出する必要がある。按分が困難な場合は、次の按分率による金額を上限とする。

独立した事務所	政務活動のみ	全額
	後援会活動又は政治・政党活動+政務活動	1／2
	後援会+政治・政党+政務活動	1／3
自宅の場合	電話代その他事務機器類	1／3
法人等と共同利用の場合	電話代その他事務機器類	1／4
(なお、法人等とは、議員又は生計を一にする親族が経営する法人等をいう。)	(第3章6(7)①)	

これは正本である。

平成28年2月10日

福井地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 坂野光子